八項各号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と、同条第九項中「被管理支配会社（」とあるのは「被管理支配法人（」と、「同号」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号」と、「同条第九項第一号イ」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第一号イ」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号及び第四号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同条第十項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十八条の九十第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十四項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と、同条第十五項中「同号イ(1)(ii)」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号イ(1)(ii)」と、「被管理支配会社（同条第九項第三号イ(1)」とあるのは「被管理支配法人（施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第三号イ(1)」と、「特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社」とあるのは「特定子法人（施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号イ(1)に規定する特定子法人」と、同項第一号中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ニ中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と、同項第七号イ及びロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第十六項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十八条の九十第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十八項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と読み替えるものとする。

第二十二条の八十を削る。

第二十二条の八十一の前の見出しを削り、同条を第二十二条の八十とし、同条の前に見出しとして「（連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例）」を付する。

第二十二条の八十二を第二十二条の八十一とする。

第二十二条の八十三第一項第一号ハ中「無形固定資産その他の」を「同条第四項第二号に規定する」に改め、同項第二号ロ中「第二十二条の十第二項第二号ロからホまで」を「第二十二条の十第六項第二号ロからトまで」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　施行令第三十九条の百二十六の四第二項第二号に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　現金

二　預貯金、売掛金、貸付金その他の金銭債権

三　法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券

四　法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利

五　前各号に掲げる資産に類するもの

第二十二条の八十三第五項及び第六項中「係る独立企業間価格」の下に「（同条第十三項において準用する法第六十八条の八十八第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第二十二条の七十四第九項の規定は、法第六十八条の百七の二第十三項において準用する法第六十八条の八十八第九項第一号に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十二条の七十四第九項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十六の四第四項において準用する施行令」と、同項第二号中「第五項第一号ロ」とあるのは「第二十二条の八十二第一項第一号ロ」と、同項第三号中「対価の額」とあるのは「対価の額とした額」と読み替えるものとする。

第二十二条の八十三を第二十二条の八十二とする。

第二十三条の二第六項及び第七項中「第四十条の二第十四項」を「第四十条の二第十七項」に改め、同条第八項中「第六十九条の四第六項」を「第六十九条の四第七項」に改め、同項第一号に次のように加える。

二　当該小規模宅地等が相続開始前三年以内に新たに被相続人等（法第六十九条の四第一項に規定する被相続人等をいう。第五号ロにおいて同じ。）の事業（同条第三項第一号に規定する事業をいう。）の用に供されたものである場合には、当該事業の用に供されていた施行令第四十条の二第八項各号に掲げる資産の当該相続開始の時における種類、数量、価額及びその所在場所その他の明細を記載した書類で当該事業が同項に規定する規模以上のものであることを明らかにするもの

第二十三条の二第八項第五号ロ中「（法第六十九条の四第一項に規定する被相続人等をいう。）」を削り、「同条第三項第四号」を「法第六十九条の四第三項第四号」に、「第四十条の二第十七項」を「第四十条の二第二十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十九項」に改め、同条第九項中「第四十条の二第十九項又は第二十一項」を「第四十条の二第二十三項又は第二十五項」に、「同条第一項」を「同条第一項第三号」に、「第六十九条の四第六項」を「第六十九条の四第七項」に、「第四十条の二第二十項」を「第四十条の二第二十四項」に改める。

第二十三条の二の二第三項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第一項」を「同条第一項第三号」に、「第四十条の二の二第九項第一号」を「第四十条の二の二第十項第一号」に改め、同条第五項中「並びに特例対象宅地等」を「、特例対象宅地等並びに施行令第四十条の二の二第五項に規定する猶予対象宅地等」に改め、同条第八項中「第四十条の二の二第十三項又は第十四項」を「第四十条の二の二第十四項又は第十五項」に改め、同条第九項中「第四十条の二の二第十五項及び第十六項」を「第四十条の二の二第十六項及び第十七項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同項第一号中「第四十条の二の二第十五項」を「第四十条の二の二第十六項」に改め、同条第十項中「第四十条の二の二第十五項」を「第四十条の二の二第十六項」に改め、同条第十一項中「第四十条の二の二第十七項及び第十八項」を「第四十条の二の二第十八項及び第十九項」に改める。

第二十三条の五の三第五項第二号中「施行令第四十条の四の三第三項第六号」を「法第七十条の二の二第十項」に改め、同項第三号中「同項の」を「同項本文の」に改め、同項第六号中「第四十条の四の三第三項第五号」を「第四十条の四の三第三項第六号」に改め、同条第六項第三号中「第七十条の二の二第一項」を「第七十条の二の二第一項本文」に改め、同条第七項中「第十九項第一号イ」を「第二十一項第一号イ」に、「第七十条の二の二第十項第一号」を「第七十条の二の二第十二項第一号若しくは第三号」に改め、同条第九項中「第七十条の二の二第一項」を「第七十条の二の二第一項本文」に改め、同条第十項第二号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第二十四項中「第四十条の四の三第三十五項」を「第四十条の四の三第四十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第四十条の四の三第三十八項」を「第四十条の四の三第四十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第四十条の四の三第三十七項」を「第四十条の四の三第四十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第四十条の四の三第三十四項」を「第四十条の四の三第三十九項」に、「同条第三十五項」を「同条第四十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第七十条の二の二第十四項に」を「第七十条の二の二第十六項に」に改め、同項第一号中「第七十条の二の二第十四項第一号」を「第七十条の二の二第十六項第一号」に改め、同項第二号中「第七十条の二の二第十四項第二号」を「第七十条の二の二第十六項第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　税務署長が法第七十条の二の二第十六項第三号に掲げる事実を知つた場合　次に掲げる事項

イ　受贈者が贈与者から法第七十条の二の二第一項本文の規定の適用に係る信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の当該受贈者の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超えている旨

ロ　イの受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

ハ　その他参考となるべき事項